

別紙

仕様書（クラウドサービスの提供業務）

1 件名

安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する法定講習（以下「講習」という。）に係るクラウドサービス（以下「講習サービス」という。）の提供業務

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)までの間

3 概要

(1) 目的

京都府警察本部交通部交通企画課（以下「発注者」という。）が実施する道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第1号及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第1項に規定する安全運転管理者等に対して行う講習の管理をオンラインで行う単一の講習サービスを利用することにより、受講者の利便性の向上、講習事務の効率化を図るもの

(2) 調達する講習サービスの機能

発注者の行う設定により、以下の機能が利用できること。

- ア 講習サービス登録時の本人確認照合
- イ 講習（オンライン講習、会場講習）の申込・変更の受付
- ウ 講習に必要な書類の発行（ダウンロード）
- エ 受講者（オンライン及び会場）の受講履歴・出退席等の受講状況管理
- オ オンライン講習のオンデマンド配信
- カ 講習修了証書の発行（ダウンロード）
- キ 受講者に対するメール配信
- ク 講習にかかるアンケート・効果測定
- ケ 講習手数料納付情報の登録等
- コ CSVファイルでのデータ出入力
- カ オンラインテキストへの接続機能

4 講習受講対象者

8,000人とする。

5 内容の詳細

(1) 講習サービス登録時の本人確認照合

- ア 発注者があらかじめ講習サービスに登録する安全運転管理者等のリストの中から選択した項目の内容と安全運転管理者等が講習サービスに登録する際入力した内容を自動照合し、合致するもののみ新規登録できること。
- イ 前記登録時に、発注者が指定する契約内容（個人情報の取扱い）等について、受講者に同意を求めることができること。
- ウ 発注者が受講情報を検索・照会でき、検索結果を一覧表示できること。
- エ 発注者が受講者情報の入力・修正・削除を行えること。

(2) 講習（オンライン講習、会場講習）の申込・変更の受付

- ア オンライン及び会場講習の日程を表示し、受講者が選択した時点で予約が確定すること。
- イ それぞれの会場で定員を設け、定員に達するまでは、受講者が申込内容の確認・変更、申込みのキャンセルができること。なお、日程変更する場合は、受講者の講習手数料納付状況を講習サービスに反映した後、手続が行える設定とする。
- ウ 受講者が、受講対象となる講習の情報（概要・申込受付状況・申込結果）を参照でき、申込みを行えること。
- エ 受講者が、いつでも講習サービスへログインし、マイページ画面で講習の申込みの受付状況・支払状況を参照できること。

(3) 講習に必要な書類の発行（ダウンロード）

- ア 発注者が指定する書類テンプレートに受講者情報等を印字しダウンロードができること。
- イ アップロードできる書類は4種類以上とし、それぞれのダウンロード回数を指定することができること。
- ウ 受講者のみが配布資料等のファイルをダウンロードできること。

(4) 受講者（オンライン及び会場）の受講履歴・出退席等の受講状況管理

受講者及び発注者に受講状況がわかるように一覧で表示するとともに、発注者が受講状況管理できること。なお、受講状況とは以下の事務をいう。

- ア 受講予約に関すること。
- イ 受講届の提出・講習手数料の納付の有無に関すること。
- ウ オンライン講習選択受講者の視聴状況

視聴時間により修了証書発行の条件を設定できること。

エ 会場講習選択受講者の出席状況

受講者の受講開始（出席）日時、終了（退席）日時を自動で記録できること。また、自動で記録できない場合の対処として手動でも記録することができること。

オ 講習修了に関すること。

講習修了に関する条件を設定することができ、その条件を満たすと自動的に修了となること。また、自動で修了できない場合の対処として、手動でも設定できること。

(5) オンライン講習のオンデマンド配信

ア 配信方法は、オンデマンド方式であること。

イ 講習時間は6時間以上10時間以下とし、講座ごとに視聴ができること。

ウ 受講者が自らの視聴状況を確認できる画面を有し、受講漏れを防ぐこと。

エ 受講者が講習内容の録画や記録を行い情報を流出させるなど、目的外に無断使用することができないよう、配信データの書き込み、保存ができない措置が講じられていること。

オ 講習オンライン配信の詳細については、受注決定後に発注者と協議して決定すること。なお、動画配信プラットフォームは、Vimeoを使用できることとし、埋め込み型による受講者の視聴状況管理ができること。

カ 視聴終了後の視聴履歴が記録されていること。

キ 視聴時間により修了証書発行の条件を設定できること。

ク 撮影済の講習動画を指定した期間にオンデマンド配信できること。また、初回再生時の動画早送りの禁止等、不正視聴防止のための措置が講じられていること。

ケ 受講者に対し、オンデマンドの視聴期間開始前や期間終了直前には受講者が登録したメールアドレスに案内通知メールの送信ができること。

(6) 講習修了証書の発行（ダウンロード）

発注者が指定する書類テンプレートに受講者情報等と指定の捺印データを登録し、ダウンロードできること。

(7) 受講者に対するメール配信

受講日前に、受講者が登録したメールアドレスへリマインドメールを自動送信できること。

(8) 講習に係るアンケート・効果測定

- ア 講座ごとにアンケートや効果測定ができること。また、発注者がその結果等を一覧で確認できること。
- イ 受講者と発注者ともに回答漏れ等のチェックが行えること。
- ウ 発注者が各講座のアンケート回答を一覧表示できること。
- エ アンケート回答期日近くになってもアンケート未回答の場合、受講者が登録したメールアドレスに催促通知メールの送信が可能であること。

(9) 講習手数料納付情報の登録等

発注者が講習手数料の納付情報を入力できること。また、将来的な電子決済に対応できるよう、講習手数料のオンライン決済（銀行、クレジット決済、コンビニ決済等）機能を有していること。

(10) CSVファイルでのデータ出入力

発注者が受講者の受講状況を常に確認できること。また、受講者の受講状況データをCSVファイル形式で抽出できること。

なお、詳細については、受注決定後に発注者と協議して決定すること。

(11) オンラインテキストへの接続機能

発注者が指定する一定の条件を満たした場合に、受講者ごとに、登録されているURLから発注者が別途契約するサービスへ接続できること。

5 講習サービスを提供するシステムの要件

(1) サーバ及びネットワーク機器

ア 講習サービスを提供するためのシステム（以下「システム」という。）を運用するサーバは、データ通信経路を含め所在が国内となる、受注者が管理するサーバであること。

なお、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されているもので、国内法のみ適用されるものとする。

イ 情報セキュリティを確保するために必要な措置を講じ、適正な運用に務めること。

ウ サプライチェーンリスク等を考慮した上でシステムを構築し、プライバシーポリシー等を踏まえた適正な管理を行うこと。

エ システムが使用するサーバ、ネットワーク機器、パソコン等のOS、ブラウザ、セキュリティ及び利用するソフトウェアの脆弱性情報を確認し、最新の状態に更新して使用すること。

オ システムを構築するために、受注者が管理する以外のクラウドサービスを利用する必要がある場合は、事前に発注者に報告し、承認を受けること。

カ システムは、冗長化構成等により可用性が確保されていること。

キ システムは、24時間365日、自動監視・自動検知・自動対策を行い、緊急時・障害時に直ちに復旧可能な体制が確保されていること。

ク バックアップシステムを導入し、システム及び発注者が講習サービスに行った設定が定期的にバックアップされていること。ただし、講習に関する情報は、発注者の許可なくバックアップしないこと。

ケ 本業務に関して利用するクラウドサービスの利用規約等が変更される場合は、事前に発注者に報告し、その承認を受けること。

(2) システムの機能

ア システムについては、受注者が使用するアカウントを適正に管理する等の対策を行い、乗っ取りなどを受けないようにすること。

イ 受注者はシステムのログイン履歴を確認し、不正アクセスがあった場合には検知できること。また、講習サービスのログイン履歴を受注者が確認できること。

ウ 配信情報が第三者に傍受されることのないよう、システム及び講習サービスへの接続は暗号化通信で行う等の対策が講じられていること。

エ 設定の誤り等により、第三者が情報を傍受、又は偽情報を発信されることのないよう、必要な措置が講じられていること。

オ 本業務においては、発注者が指定した以外の情報を収集しないこと。また、システムの的に収集される情報（ユーザの行動履歴等）は、本業務の運用に必要な場合以外は利用しないこと。

なお、利用する場合は、事前に発注者の許可を受けること。

カ IPアドレスにより発注者が利用する管理者用画面へのアクセス制御が可能であること。

6 保守・サポート

(1) 講習サービス導入サポート

講習サービス導入に関する打合せは必要に応じて複数回行うこととし、発注者が指定する期日までに運用できるようにサポートすること。

(2) 運用サポートについて

ア 本業務において、情報セキュリティインシデントや運用上のトラブルが

発生した場合に備えて、発生時の速報体制を設け、発注者に報告すること
イ サポートの時間は、午前9時から午後5時まで（土曜、日曜及び休日を除く。）とし、サポート時間帯は、発注者からの問い合わせに対応すること。

ウ 講習サービスにトラブル等があったときは、速やかに障害の復旧・対応を行い、発注者へ報告を行うこと。

エ 講習サービスがバージョンアップした場合のアップデートは運用業務に含まれることとし、受注者が行うこと（マニュアルの改訂を含む。）。

(3) マニュアル・教育

ア 講習サービスの稼働開始までに、通常運用と保守運用のマニュアルを提供すること。

イ 講習サービスの導入時には、発注者に対し、操作方法等を研修会、Web会議又は他の方法で開催すること（最大3回）。

ウ 受講者が講習サービスの操作を容易にできるよう受注者の要望に応じて資料作成の補助を行うこと。

7 情報セキュリティの確保

(1) 情報セキュリティ管理体制等の確認

ア 受注者は、第三者による情報セキュリティ管理体制等の認定を受け、入札日までに次のいずれか又は同等以上のものを取得済みであること。

○ ISMS認証

○ Pマーク

なお、前記の事項を証明する書類（写し）を入札参加資格審査までに発注者に提出し、確認を受けること。

イ 経済産業省による「クラウドサービスのチェックリスト」等に基づいて、講習サービスのセキュリティをチェックした資料を入札参加資格審査までに発注者に提出し、確認を受けること。

ウ 官公庁や自治体にオンライン講習のクラウドサービス提供業務を実施した実績を、過去3年以内に50件以上有すること。

(2) 保護すべき情報

受注者は、発注者から部外秘として提供された情報、動画等本件契約に係る情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、その万全を

期すこと。

(3) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受注者は、情報セキュリティを確保するための体制を整備していること。

(4) 構成管理・変更管理

ア 受注者は、本業務に関して発注者が意図しない変更が加えられないことを保証するため、適切な構成管理と変更管理を行うこと。

イ 意図しない変更が加えられる不正が判明した際は、直ちに適切な対策を講じるとともに発注者に一報した上で、速やかに文書により報告すること。

(5) 脆弱性対策の実施

受注者は、本業務に関連する脆弱性情報を積極的に収集し、これに対処するために所要の措置を執ること。

(6) 情報セキュリティ侵害事案等事故障害、事故等の発生時の対処

ア 本業務の履行に際し、情報セキュリティが損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認知した場合には、速やかに発注者へ報告するとともに、所要の措置を執ること。

イ 受注者は、本件業務の履行に際し、次の事項に該当する事故があったときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに発注者に一報した上で、速やかにその詳細を文書により報告すること。

(ア) 本件契約に係るサーバに不正アクセス等の情報セキュリティ侵害事案が発生した場合

(イ) 保護すべき情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合

(ロ) 保護すべき情報について、認められていないアクセスが行われた場合

(エ) 受注者において保護すべき情報を取り扱い又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体に不正プログラム等の感染が認められた場合

(オ) (ア)から(エ)に掲げるもののほか、保護すべき情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

ウ 発注者は、前項の事故が発生した場合、必要に応じ受注者に対し調査を実施することとし、受注者は当府警察が行う当該調査について、全面的に協力すること。また、当該事故が委託先等において発生した場合、受注者は発注者が当該委託先等に対して調査を実施できるよう、必要な協力を行

うこと。

エ 受注者は、イの事故に関する損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、発注者の求めに応じて提出すること。

(7) 情報セキュリティ監査

発注者は、必要に応じて受注者に対し、情報セキュリティ監査の実施を求め、結果の確認を行うものとする。

(8) 情報セキュリティ対策の改善

受注者は、本業務における情報セキュリティ対策について発注者が改善を求めた場合には、発注者と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

8 データの取扱い

- (1) 講習サービスに保存された情報は、本業務の目的外には利用しないこと。
- (2) 講習サービスを利用することにより自動的に収集される情報（ブラウザからのアクセスログ等）は、本業務の目的外には収集、利用等しないこと。（5の(2)のオに同じ。）。
- (3) 本業務に係るデータ（システムの的に収集される情報を含む。）は、本業務の契約が終了後、必要なものを発注者に引き継いだ上で、すべてを確実に消去（バックアップを含む。）すること。また、契約期間中に発注者から個別に指示があった場合も同様とする

9 その他

- (1) 講習サービスの利用に必要なとなる全ての費用（発注者及び受講者が講習サービスを利用するために使用する機器等に関するものを除く。）を本契約に含むものとする。
- (2) この仕様書に規定のない事項に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議して対応すること。